

清里高校ユネスコ部の皆さんより 配食サービスご利用の皆さんへお手紙のプレゼント



～ヤングボランティア体験～



清里高校ユネスコ部の皆さんからのお手紙を、配食サービスご利用の皆さんへお届けしました。配食サービスご利用の皆さんも喜んでいただきました。清里高校ユネスコ部の皆さんありがとうございました。

例年であれば、高校生の皆さんを対象に「ヤングボランティア体験ワークキャンプ」を開催しており、実際に配食サービス等を体験してもらっていましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため本年度は軒並み事業が中止となり、ヤングボランティア体験ワークキャンプもやむなく中止とさせていただきます。

そんな中でもどうか世代の違う皆さんに交流して欲しいと思い「手紙」という形での交流をしていただきました。来年は、新型コロナウイルス感染症も終息し、対面での交流ができるよう切に願います。

主な内容

- P2～P3 令和3年度 清里町社会福祉協議会事業計画
- P4 社協ほっと通信
- P5 ボランティアステップアップ
- P6 ご寄付ありがとうございました・生活福祉資金貸付制度のご案内



だれもが住み慣れた地域で、 安心していきいきと暮らせる地域づくり

■基本理念■

清里町社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核機関として、福祉団体、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働により、高い公共性と共に民間団体としての自主性、創造性を発揮しながら、「だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる地域づくり」に取り組み、豊かで、住みよい福祉社会の実現を目指します。

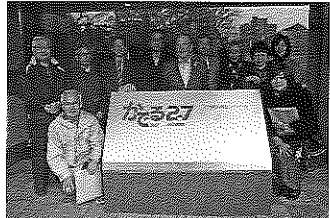
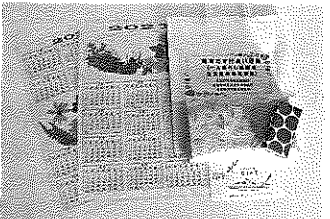
■基本方針■

近年の社会福祉をめぐる状況は、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場等で人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まりつつあります。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合い複雑化するケースや、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

今後、地域支え合いの再編を目指すには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え、そしてつながり、町民一人ひとりの暮らしと生きがいを目指す「地域共生社会」の創設が重要となっています。

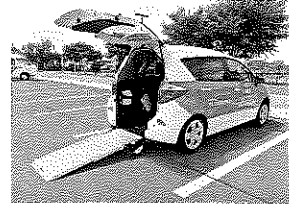
このような状況を踏まえ、本会は「公共性」と「民間性」を合わせもつ「地域福祉を推進する中核的な組織」として、町をはじめ関係機関、地域、各種団体等との密接な連携を図りながら様々な福祉課題に向き合い、ボランティア活動や地域活動の活性化を推進し、町民の皆さんの社会参加と基本理念である「だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる地域づくり」のため、各種事業を進めてまいります。

基 本 目 標	主 な 事 業 計 画
1. 法人運営事業 法令を遵守し、信頼性と透明性を確保しながら、経営の安定化に向けた円滑で効率的な法人体制の整備と運営に努めます。	1) 法人の運営に関する会議等の運営 2) 財政基盤の強化 3) 役員研修の実施 4) 個人情報の適正な取扱いと管理の徹底 5) 各種リスクマネジメント対策の推進 6) 職員研修の実施 7) 寄付金贈呈者に対する謝意 
2. 地域権利擁護運営事業 認知症、知的障がい、精神障がい等のために判断能力が十分でない方に不利益が生じないように支援し本人の権利と暮らしを守ります。	1) 日常生活自立支援事業の実施（道社協受託事業） 2) 法人後見事業の実施（拡充事業）
3. 企画広報事業 広報誌を始めとした様々な媒体により、必要な情報を正確にわかりやすく伝え、社協への理解と関心を高めるとともに、福祉啓発の充実に努めます。	1) 広報啓発事業の充実 2) 出前講座による社協活動の周知 3) ノーマライゼーションの理解と普及活動 4) 地域福祉実践計画の策定（継続新規事業） 
4. 地域福祉推進事業 誰もが安心して生活ができるよう、きめ細やかな地域福祉活動の推進を図るとともに、福祉コミュニティ活動への運営支援を行います。	1) 関係団体等への支援 2) 歳末たすけあい事業の実施 3) 心配ごと相談事業の実施 

5. 在宅福祉推進事業

いつまでも住み慣れた清里町で暮らし続けたいという、一人ひとりの願いを叶えるため、在宅生活を支援する福祉サービス事業の充実と、みんなで支え合う地域づくりを推進し、安心・安全な在宅生活のサポートに努めます。

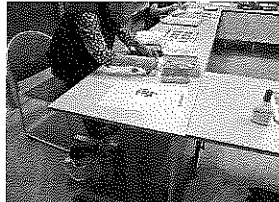
- 1) 小地域ネットワーク事業の推進
- 2) 福祉用具貸付事業の実施
- 3) 福祉車両貸出事業の実施
- 4) ひとり暮らし高齢者声かけ慰問事業の実施
- 5) 外出支援事業の実施
- 6) 生活福祉資金貸付事業
- 7) 障がい者等就労支援事業の実施（新規事業）



6. ボランティア活動推進事業

社会福祉に関する理解を深め、ボランティア活動への参加促進を図るため、学習・体験・情報提供を行うとともに、ボランティアセンター機能（登録、相談、育成）の充実を図ります。
また、学校、各種団体等と連携し、ボランティア・福祉教育活動を支援します。

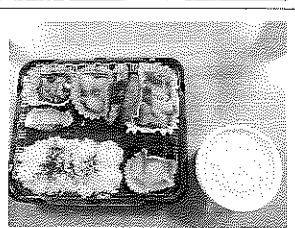
- 1) ボランティアセンター機能（登録、相談、育成）の充実強化
- 2) ボランティア普及活動の実施
- 3) 災害ボランティア模擬体験の開催
- 4) たすけ愛ボランティアカフェの開催



7. ホームヘルプサービス事業

介護を受ける方が住み慣れた地域で、自らの能力に応じて在宅での自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うとともに、利用者の意思及び人格を尊重しながらサービスの提供を行います。

- 1) 訪問介護事業
- 2) 介護予防訪問型サービス事業
- 3) 居宅生活支援事業（障がい者ホームヘルプサービス）
- 4) 介護職員の確保と資質向上



8. 受託事業（権利擁護運営事業を除く）

清里町から事業委託を受け、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者等の総合相談窓口として「地域包括支援センター」を運営し、個々の状況把握をはじめ、適切な福祉サービスの利用につなげる等の支援を行います。
また、認知症の早期診断と対応に向けて、認知症専門医と連携した「認知症初期集中支援チーム」の運営、並びに住民主体による地域の助け合い、支え合い活動を一体的に促進するため「介護予防・日常生活総合支援事業」を実施します。

- 1) 配食サービス事業
- 2) 介護用品支給事業
- 3) 訪問サービス事業（高齢者・障がい者等）（拡充事業）
- 4) 送迎介護サービス事業
- 5) 家族介護支援事業（在宅介護者リフレッシュ事業）
- 6) 介護予防・日常生活総合支援事業
- 7) 地域包括支援センターの運営
 - ①総合相談事業
 - ②介護予防ケアマネジメント
 - ③介護予防把握事業
 - ④介護予防普及啓発事業（ふまねっと）
 - ⑤認知症総合支援事業
 - ⑥認知症サポーター養成事業
 - ⑦高齢者等 SOS ネットワーク事業
 - ⑧在宅医療、介護連携推進事業
 - ⑨権利擁護事業

9. 民生金庫貸付事業

やむを得ない事情により一時的に生活が困窮する世帯に対し、生活費を貸し付け生活を維持し自立更生の支援を行います。

- 1) 民生金庫貸付（一時的な生活費の貸付）

10. 指定管理事業

「介護老人保健施設きよさと」「ケアハウスきよさと」の管理・運営について、指定管理者制度のもと適正で効率的な運営に努めます。



- 1) 介護老人保健施設きよさととの管理・運営
 - ①指定管理期間 平成27年度～令和6年度
 - ②「超在宅強化型」施設運営の維持
 - ③より質の高い介護サービス提供のための職員の資質向上
 - ④ICT（情報通信技術）化による業務の効率化と働きやすさ向上
- 2) ケアハウスきよさととの管理運営
 - ①指定管理期間 平成30年度～令和4年度
 - ②入居者の健康や嗜好に配慮した食事の提供
 - ③各種相談、適切な助言を行い必要に応じ行政や関係機関への連絡、手続支援
 - ④入居者の可能な限り自立した生活の継続支援及び質の高い入居者ファースト対応のための職員の資質向上

11. 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく介護サービスを適切に利用できるよう、一人ひとりのニーズに沿ったケアプランの作成と、サービスの利用調整についての支援を行います。

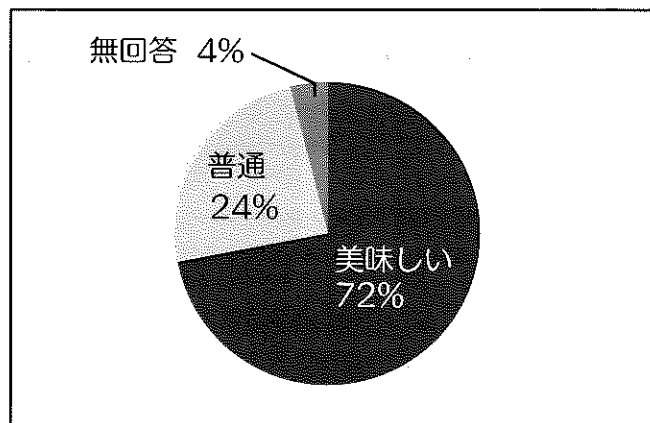
- 1) 介護認定の申請手続きや更新手続きの代行
- 2) 介護サービス計画（ケアプラン）の作成及びサービス提供の支援
- 3) 介護保険施設等への紹介及び施設入所に関する支援
- 4) 介護サービスに関する利用者からの相談等



配食サービスアンケートを実施しました。

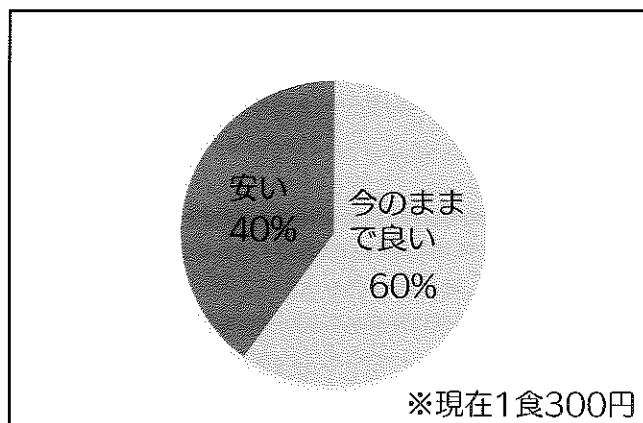
配食サービス利用の皆さん25名を対象にアンケートを実施しました。
皆さんからいただいたご意見は今後の事業運営に役立たせていただきます。
ご協力頂いた皆さんありがとうございました。

Q. お弁当の感想をお聞きます。



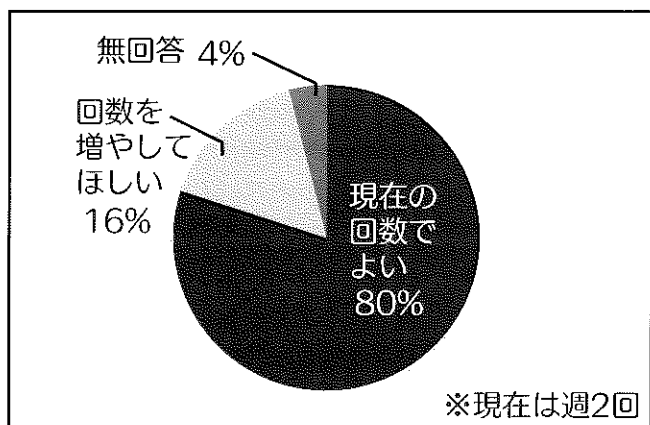
○美味しいと回答した方が72%と高い水準でした。

Q. 利用料についてはどうですか。



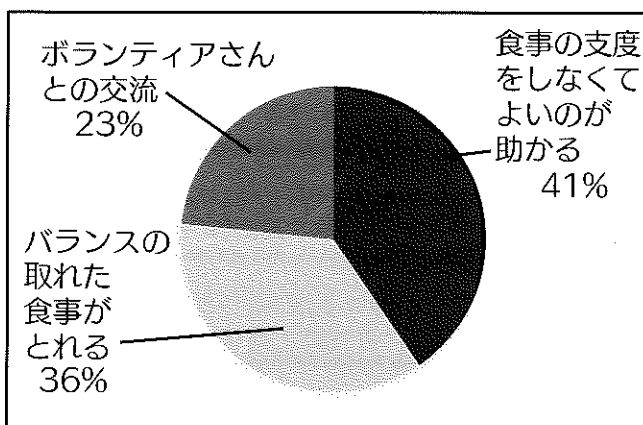
○利用料については、今のままで良い回答した方が60%、安いと回答した方が40%となり高いと回答する方はいませんでした。

Q. 回数はどうですか。



○80%の方が現在の回数で良いと回答。
回数を増やしてほしいという方は、週に3回や週に7日という回答もありました。

Q. 利用利用して良かったことは何ですか。



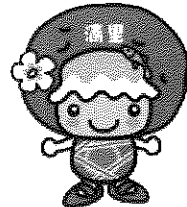
○その他、手足が不自由になったので助かる。安否確認をしてくれるのでうれしい。買い物に行かなくて良いのが助かる。という回答がありました。

Q. 配食サービスについてご要望があれば、ご記入ください。

- ・来てくれるとうれしい。満足している。
- ・副食の味が美味しい。
- ・1日しか間隔があかないので火・金曜日にしたい。
- ・色々なおかずが食べれて良い。

改善点

緑地区で配食の曜日を变えて欲しいというご意見が多かったため、緑地区のみ火・金曜日に変更しました。



交通安全祈願マスコット贈呈

4月から清里小学校に入学される新1年生29名の皆さんへ、手作りの交通安全祈願マスコットを贈呈しました。

このマスコットは個人ボランティアの方が「希望に胸を膨らませ元気で小学校に通ってほしい」との願いをこめ作成して下さいしています。作成のご協力ありがとうございます。

新1年生の皆さんご入学おめでとうございます。これから6年間元気いっぱい学校生活楽しんで下さいね。



ペットボトルキャップ 収集活動報告

町民の皆さんからご協力いただいておりますペットボトルキャップ収集活動ですが、本年度も美幌町にあります「NPO 法人元気プロジェクト」へ届けています。NPO 法人元気プロジェクトでは、「ペットボトルキャップを集めてポリオワクチンを寄贈する運動を推進し、その活動を通じて未来へ伝えること」を目的として活動されています。

令和2年9月から3月までお届けしたペットボトルキャップは、163kg、65,200個となりました。

これはワクチン換算量81.5人分となります。

令和2年度お届けしましたエコキャップは249.2kg、99,680個となりました。

ワクチン換算量にすると、124.6人分となります。

今後とも皆様のご協力をお願いします。

※回収の際は、キャップの洗浄・分別をお願いしております。また、キャップについているシールについては剥がしてお持ち下さいますようお願いいたします。

成年後見制度ってなんだろう??

皆さん「成年後見制度」はご存知ですか？

成年後見制度とは、認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な方の権利を守るための制度です。成年後見人は法律上の権限を与えられた範囲内で本人に成り代わって各種の行政福祉サービスの手続きや、財産の保護、管理などを行いご本人の暮らしを支えています。

成年後見制度には2種類あります。

法定後見制度	すでに判断能力がない、あるいは不十分なために契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合
任意後見制度	今は身の周りのことはできるけれど将来に備えてあらかじめ任意後見人を選び内容と方法を決めておく

こんなことで困った時に…

電話料金を払ったつもりだったが延滞料金の請求書が届いてしまう。最近通帳もどこにしまったかわからない。

一人暮らしの母が訪問販売で良くわからないうちに高い布団や浄水器などを買わされてしまっている。今日も請求書が届いている。

今は自分でアパートの管理をしているけど、将来も自分でできるか心配。もしもの時は弁護士さんをお願いしたい。

ご寄付ありがとうございます

皆さまの心温まる善意は、地域福祉のために大切に活用させていただきます。
(令和2年12月11日～令和3年3月31日)

社会福祉協議会 介護老人保健施設きよさと ケアハウスきよさと

【寄付金】

◎親族の死去に際して

- ・梅内 美紀夫 様 (上斜里南)
- ・高見 茂 様 (上斜里南)
- ・伊藤 二三子 様 (羽衣町第1)
- ・鈴木 裕介 様 (羽衣町第1)
- ・佐川 正子 様 (羽衣町第3)
- ・南部 陽 様 (水元町第2)
- ・平井 紀恵子 様 (新町)
- ・中田 修 様 (下江鷺)
- ・吉田 義光 様 (向陽西)
- ・佐々木 一則 様 (向陽東)
- ・三上 愛子 様 (神威西)
- ・西館 クニ子 様 (緑町)
- ・羽田野 肇 様 (小清水町)
- ・五味 春喜 様 (大空町)

【寄贈品】

- ・美馬 廣子 様 (向陽北)
- ・三上 愛子 様 (神威西)
- ・須田 久一 様 (札弦町第1)
- ・塚田 武子 様 (札弦町第1)
- ・近藤 富士子 様 (斜里町)
- ・半澤 裕美 様 (斜里町)
- ・羽田野 肇 様 (小清水町)
- ・清里町農協女性部 様
- ・小清水町社会福祉協議会 様



◎会の解散に伴い地域福祉活動に際して

- ・清里町遺族会

生活福祉資金貸付制度のご案内

1. 生活福祉資金貸付制度とは??

この貸付制度は、厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得者世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと相談・支援により経済的自立及び生活意欲の助長・社会参加の促進を図り、安定した生活を目的としています。

2. 資金の種類

- ①総合支援資金
(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)
- ②福祉資金 (福祉費・緊急小口資金)
- ③教育支援資金 (教育支援費・就学支援費)
- ④不動産担保型生活資金
- ⑤臨時特例つなぎ資金

生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金・総合支援金の 特例貸付について

左記にご案内しました生活福祉資金貸付制度では、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により休業等で生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付があります。

【緊急小口資金】

新型コロナウイルス影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸付します。学校等の休業・個人事業主等の特例の場合 20 万円以内。その他の場合 10 万円以内。

【総合支援資金】

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、生活再建までの間に必要な生活費用を貸し付けます。単身世帯月 15 万円×3 ヶ月以内。2 人以上の世帯月 20 万円×3 ヶ月以内。

※資金の種類によって、貸付限度額、返済期間、貸付利子、保証人の要・不要等がありますので、詳しくは清里町社会福祉協議会 (電話 22-4840) までお問い合わせください。

生活福祉資金の貸付の決定及び貸付金交付は、北海道社会福祉協議会が行います。